

ZEUS WiMAX 端末あんしんオプション規約

第1章 総則

第1条 (サービス運営等)

1. 株式会社 HUMAN LIFE (以下「当社」といいます。) は、「ZEUS WiMAX 端末あんしんオプション規約」(以下「本規約」といいます。) に従い「ZEUS WiMAX 端末あんしんオプションサービス」(以下「本サービス」といいます。) を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。
2. 次条に定義する契約者等に対して発する第 25 条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」又は「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
4. 契約者等が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	定義
①	本サービス (ZEUS WiMAX 端末あんしんオプション)	当社の提供する WiMAX 通信サービス (次号に定義します。) に付随する契約者等 (第 4 号に定義します。) の対象端末 (第 3 号に定義します。) に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信が行えない故障 (以下、総称して「故障等」といいます。) の損害に関して、別紙に定める交換品提供サービスの総称をいいます。 ※なお、本サービスに加入した契約者等に対しては、WiMAX 通信サービスに係る利用規約において定める当社の対象端末に関する担保責任は適用されません。
②	WiMAX 通信サービス	契約者等が当社との間で締結した「ZEUS WiMAX 利用規約 (重要事項説明書)」に基づき当社が提供するサービスをいいます。

③	対象端末	WiMAX 通信サービスによりインターネット接続の可能な当社が契約者等に販売又は貸与する移動通信機端末 (Wi-Fi ルータ) をいいます。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
④	契約者等	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者をいいます。
⑤	利用契約	本規約に基づき当社と契約者等との間に締結される、本サービスの提供に関する契約をいいます。
⑥	登録	契約者等が当社へ本サービスの利用請求時において、当該請求に係る対象端末を登録すること。契約者等は、契約回線数まで登録できるものとし、登録された対象端末を本サービスの提供対象とします。なお、詳細は別紙に定めるものとします。
⑦	交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当該端末と同種の当社が指定する端末を当社が契約者等に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約者等の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約その他本規約に付随して当社が別に定める事項 (以下「本規約等」といいます。) を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約等によります。
2. 当社は、本規約等を変更する場合は、変更後の本規約等の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページ若しくは当社が別途開設又は提携するインターネット上のウェブサイトに掲示する方法又はその他当社が相当と認める方法により周知します。なお、変更後の本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第5条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、契約者等の事前の承諾、又は契約者等

への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

第6条（本サービスの提供に係る障害等）

当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者等にその旨を通知するものとします。

第7条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者等に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は契約者等に対し、何ら責任を負わないものとします。

第3章 本サービスの利用契約の締結等

第8条（利用の申込み・利用契約の締結）

本サービス利用の申込みは、本サービスの利用を希望する者が、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。なお、当該申込みに対して、当社所定の承諾の手続をすることをもって本サービスの利用契約が締結されたものとします。

第9条（契約期間）

当社と契約者等との間の契約期間は、本サービスの利用契約の締結日から本サービスの利用契約終了日（終了原因を問いません。）までとします。

第10条（契約者等の報告事項）

1. 契約者等は、当社へ届け出ている氏名、住所、電話番号等又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号若しくは有効期限に変更があるときは、事前に当社所定の変更手続を行うものとします。
2. 契約者等が、前項の変更手続がなかったこと、若しくは変更手続を遅滞したことにより、契約者等が本サービス上の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第11条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、当社の事前の承諾なくして契約者等が本サービス

の提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第 12 条（契約者等からの解約）

本サービスの契約者等が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとし、また、なお、契約者等より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとし、また、

- （1）契約者等は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとし、また、
- （2）前号に定める解約手続きに基づく本サービス契約の終了時点は、解約手続きが完了した時点とし、また、当月末付けの解約手続きは毎月 25 日をもって締め切ります。

第 13 条（当社からの利用停止・解除）

1. 当社は、契約者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、若しくは利用契約を解除することができるものとし、また、

- ① 本サービスに関する第 14 条（本サービスの利用料金、算定方法等）に定める利用料金の支払いを一度でも怠ったとき。
- ② 第 18 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき。
- ③ 当社と契約者等の間の WiMAX 通信サービスにかかる契約が終了したとき。
- ④ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑤ 破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑥ 死亡したとき。
- ⑦ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- ⑧ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ⑨ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
- ⑩ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であることが判明したとき。
- ⑪ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑫ 契約者等の責に帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ⑬ 第 10 条(契約者等の報告事項)に違反したとき
- ⑭ 当社から契約者等に対する連絡が不通となったとき
- ⑮ 契約者等が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、若しくはその

おそれがあるとき。

- ⑯ その他、当社が契約者等に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
 - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、契約者等の責に帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、又はきたすおそれが生じたとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、若しくは、利用契約を解除したことにより契約者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第14条（本サービスの利用料金、算定方法等）

本サービスの利用料金及び消費税相当額（以下「利用料金」といいます。）は、別紙に定めるとおりとします。

第15条（利用料金の支払義務等）

1. 契約者等は、利用開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙に定める利用料金を支払うものとします。
2. 前項の期間において、本サービスにおける交換品提供サービスの提供を受けた場合、その結果によらず、契約者等は、その期間中の利用料金を支払うものとします。
3. 第1項の期間において、第7条（本サービスの廃止）、第13条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第6条（本サービスの提供に係る障害等）により本サービスを一時利用することができない状態が生じたときであっても、契約者等は、その期間中の利用料金を支払うものとします。

第16条（利用料金の支払方法等）

1. 契約者等は、利用料金を、当社が定めた支払方法及び支払期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、契約者等の負担とします。
2. 当社は、契約者等が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、契約者等に対し支払期日の翌日から完済に至る日の前日まで、年率14.6%の割合による延滞利息を請求することができるものとします。
3. 当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切捨てるものとします。

第 17 条（期限の利益の喪失）

契約者等は、第 13 条（当社からの利用停止・解除）により当社による解除がされた場合、若しくは第 18 条（禁止事項）各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第 5 章 契約者等の義務等

第 18 条（禁止事項）

契約者等は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用。
- ② 当社若しくは第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ④ 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- ⑦ 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
- ⑧ 本サービスの申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑩ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑪ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑫ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑬ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑭ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑮ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑯ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑰ 当社若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。

- ⑱ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為。
- ⑲ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑳ その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適當・不適切と認める行為。

第 19 条（自己責任の原則）

1. 契約者等は、契約者等による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者等は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。契約者等が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者等は、第三者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、契約者等に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者等は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第 20 条（秘密保持）

契約者等は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第 21 条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて当社が契約者等に提供する一切の物品（本規約、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する第三者（権利者）に帰属するものとします。
2. 契約者等は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ② 複製・改変・編集等を行わないこと。

第6章 個人情報の取扱い

第22条（個人情報の取扱い）

1. 契約者等は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその契約者等の氏名及び住所等をその当該提携事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供にあたって、契約者等から取得した個人情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第7章 損害賠償等

第23条（損害賠償）

契約者等が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含みますがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第24条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者等が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者等が当社に支払う12ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者等が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、契約者等からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者等の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
4. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者等自身で直接問い合わせすることを依頼するに留まる場合があります。
5. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者等が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
6. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者等が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる契約者等の損害について、一切の責任を負いません。
7. 契約者等が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を

負いません。

8. 当社は、第7条（本サービスの廃止）、第13条（当社からの利用停止・解除）による一時停止の場合、又は第6条（本サービスの提供に係る障害等）の規定による本サービスの一時中止、利用の停止並びに本サービスの廃止に伴い生じる契約者等の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは当社の連絡先を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者等に通知します。
11. 当社は本サービスに係る対象端末内の情報等の保管、保存、バックアップ、同一性の維持に関し、本規約に定める事項以外に何らの保証も行わず、当該情報等の変質、毀損、障害、滅失等について、何らの責任も負わないものとします。

第8章 その他

第25条（通知）

1. 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等をできるものとします。ただし、契約者等にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとし、当社 Web ページ等、合理的な方法で通知するものとします。
2. 契約者等が前項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第26条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第27条（法令規定事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところに従うものとします。

第28条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、契約者等と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 29 条 (紛争解決)

契約者等と当社の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2022 年 5 月 12 日制定

2024 年 2 月 26 日改定

別紙 本サービスの詳細

1. 本サービスの利用料

月額 580 円（税込 638 円）/端末 1 台あたり

※契約初月は日割り計算を行い、請求します。

2. 利用料の支払い

本サービスの月額利用料は、WiMAX 通信サービス契約の利用料と合算で請求するものとし、支払方法は WiMAX 通信サービス契約に準じるものとします。

3. 対象端末

当社の WiMAX 通信サービスによりインターネット接続 (Wi-Fi 接続) が可能な当社が販売又は貸与する移動通信機端末 (Wi-Fi ルータ)。ただし、以下の条件を満たさない端末は対象外となります。

(1) 対象端末の条件

- ① WiMAX 通信サービスによりインターネット (Wi-Fi 接続も含まれます。) に接続可能となった端末。
- ② 当社が契約者等に対して販売又は貸与する端末。
- ③ 利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装 (ケース) 割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。

(2) 対象端末から除かれるもの

- ① 対象端末の付属品・消耗品 (AC アダプタ・ケーブル・マウス・キーボード・バッテリー・外部記録媒体等)。
- ② 対象端末内のソフトウェア。
- ③ 中古製品として購入された端末。
- ④ 過去に当該対象端末のメーカー修理 (メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末) 以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末。
- ⑤ 第三者の紛失、盗難の被害対象品 (違法な拾得物等) である端末。
- ⑥ 本サービス以外の保険、又は保証サービス等を用いて修理又は交換が可能な端末。
- ⑦ 使用による劣化や色落ちなどの端末。
- ⑧ 当社が販売してから 6 ヶ月以内に水濡れによる故障が発生した端末。

4. 故障等の内容

(1) 自然故障

対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

(2) 破損

対象端末を契約者等の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損又は一部損の故障をいいます。

(3) 水濡れ・水没

対象端末を契約者等の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※ 全損・一部損

全損は、上記（1）（2）を原因とした故障であり、かつ当社での全損判定や部品の生産終了、欠品等により修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。

※ 対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※ 対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

5. サービスの提供期間

- (1) 本サービスの提供期間は第8条（利用の申込み・利用契約の締結）に定める手続完了後、WiMAX通信サービスの課金開始日からWiMAX通信サービスの契約終了日又は本サービスの契約終了日（終了原因を問いません。）とします。なお、本サービスの対象となる故障等の発生期間についてもこれに準じることとします。
- (2) 契約者においてWiMAX通信サービスの契約が終了した場合は、当社又は契約者から本サービス解約の申出がなくとも、WiMAX通信サービス契約終了日をもって本契約も自動的に解約されることとします。

6. 本サービスの利用方法

本サービスの利用方法は以下の通りとなります。

- ① 本サービスの利用の連絡は、契約者等本人から下記の「ZEUS WiMAX カスタマーセンター」へご連絡ください。なお、対象端末の故障発生から8日以内に行う必要があり、当該8日を超えた場合には、当社へ当該対象端末に係る本サービスの利用請求はできないものとします。
- ② 当社は、契約者等からのご連絡を受けた際に、契約者等の本サービスの加入状況を確認します。そのため、本サービスの申込書・請求書等、契約者等にて確認可能な本サービスに関連する書面の用意をしてください。また、個人情報保護法に基づき本人確認をお願いすることもあります。
- ③ 当社は、契約者等の故障等した対象端末の状況等について、電話又はメールにて確認します。また、当該対象端末の故障等に係る事故が、いつ、どこで、どのような具体的状

況で生じたかについて説明を求める場合があります。なお、契約者等が当社よりその説明が求められたときに事故に関する情報を提供しなかった場合には、契約者等の本サービスの利用請求を、当社が受領しない場合があります。

- ④ 上記確認の結果、故障等が生じていると当社が判断する場合、契約者等の住所宛に交換品を送付するものとします。なお、当該送付に係る費用は、当社負担とします。
- ⑤ 上記に従って、契約者等は、当社より送付を受けた交換品を受領後、当該対象端末を当社に送付するものとします。当社は、故障内容の確認と対象端末の確認（本サービス利用2回目以降は登録製品の確認）を行います。
- ⑥ 契約者等から当社への、本サービスの利用の連絡から1ヶ月以内に、当該連絡に係る対象端末を当社が確認できない場合には、当該契約者等に端末損害金を請求します。
- ⑦ 本サービスを遂行する際、当社は動作確認のため、対象端末でテスト通信を行う場合があります。その場合に発生した通信費用につきましては、契約者等の負担とするものとします。

(1) 「ZEUS WiMAX 端末あんしんオプション」のお問い合わせ先

ZEUS WiMAX カスタマーセンター： https://zeus-wifi.jp/wimax_support_contact

受付時間：平日 10:00～18:00（土日祝、年末年始、メンテナンス日は除く）

(2) 送付前確認

契約者等の当社への送付前に、以下に定めるとおり、契約者等は、対象端末の設定を行うものとします。（受付窓口にて、契約者等へ再度案内することがあります。）なお、契約者等が下記を行わない場合、当社は、本サービスの提供を行えない場合があります。また、契約者等が下記を行われなかった場合に発生するサービスの再依頼費用（送料・検証費用等）を含む一切の料金は契約者等の負担とするものとします。

① アクセサリ等の付属品の取り外し

- (ア) 契約者等は、対象端末付属のカバー、ストラップ、画面保護シート（これらに限らず、対象端末に付属するアクセサリ等一切をいい、総称して「アクセサリ等」といいます。）について、可能な限り取り外した上で本サービスを利用するものとします。
- (イ) 当社により、本サービスの提供においてアクセサリ等を取り外させて頂くことがあります。なお、当社がアクセサリ等を取り外した場合、その紛失・盗難・破損その他一切の事由につき、当社は、アクセサリ等の代品の用意等を含め責任を負わないものとします。また、当社は、取り外したアクセサリ等の返却は行いません。

② 対象端末以外の同梱品

契約者等が対象端末を送付する際、対象端末以外の物を同梱していた場合、当社は契約者等が当該物品の所有権を放棄したものとみなし、破棄するものとします。破棄に起因して契約者等に生じた損害等については、当社は一切の責任を負わないものと

し、破棄に過分の費用を要する場合は、契約者等に着払いにて返還するか、破棄に要した費用を契約者等に請求するものとします。

7. 交換品提供サービス

- ① 本サービス提供期間中に、故障等した対象端末につき、当社が指定する端末を当社が契約者等に提供します。
- ② 当社が指定する端末は、予告なく変更されます。
- ③ 交換品提供サービスが提供された場合、契約者等が当社へ送付した故障等した対象端末については、契約者等は利用権を放棄したものとみなし、当社が処分できるものとします。
- ④ 契約者等は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障が確認された場合、契約者等が交換品受領後 8 日以内に当社へ連絡することとします。なお、契約者等から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。
- ⑤ 交換品に故障がある旨、契約者等から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障等があるものと判断できた場合には、当社から契約者等へ新たな別の交換品（以下「新交換品」といいます。）を契約者等へ発送するものとします。
- ⑥ 契約者等は、新交換品を受領した場合、着払いにて、故障等のある交換品を当社へ送付するものとします。このとき、故障等のある交換品について当社への返送が、契約者等が新交換品を受領してから 8 日以内に当社が確認できない場合には、当社は返送されない交換品に対する端末損害金を請求します。

8. 対象端末の登録

- (1) 当社は、契約者等から、本サービスの利用請求がされ、交換された端末を本サービスの適用対象として登録します。
- (2) 登録される端末（以下「登録端末」といいます。）は、1 契約あたりの契約台数までとします。
- (3) 登録端末の変更は、下記変更可能事由を契約者等が満たす場合において、当社指定の方法により行うことができます。
変更可能事由：交換品提供サービスにより対象端末が交換された場合
- (4) 未登録端末は、本サービスの適用対象外となります。

9. サービス利用のキャンセル・故障等した対象端末の返還請求

- (1) 契約者等からの本サービスの利用請求を当社が受領してから 14 日を経過しても、なお契約者等と連絡が取れず、又、契約者等から対象端末の送達を当社が確認できない場合には、当社は、当該契約者等からの本サービス利用請求はキャンセルされたもの

とみなします。

(2) 契約者等は、本サービスの利用請求を原則として撤回できないものとします。

10. サービス提供のみなし完了

当社又は指定配送業者の責に帰すべき事由によらず、交換品の配送が完了しない場合（当社が発送した日から当社の指定配送業者における再配達期間満了日までに対応する端末を契約者等が受領しない場合）は、契約者等に問い合わせの連絡をします。また、当該再配達期間満了日から14日以内に対応する端末を契約者等が受領しない場合、当社は、当該契約者等へ交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします。（本サービスの提供回数の算定に含まれるものとします。）なお、契約者等が受領しないことから、当社に返送された端末は、返送された日から30日間で契約者等は利用権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

11. 送料の負担

以下のとおり当社又は契約者等が端末の送料の費用を負担するものとします。

状況	負担先
故障端末の発送（契約者等⇒当社）	契約者
交換端末の発送（当社⇒契約者等）	当社
サービスキャンセル時	契約者等

※なお、当社又は契約者等に責に帰すべき事由がある等、特段の事情がある場合には、当社の指定により、当社又は契約者等は送料の費用負担をするものとします。

12. 補償上限回数

当社は、上記に定める通り、契約者等に交換品提供サービスの提供をするものとします。なお、当社は契約者等が補償上限回数に達した場合には、次回到来する本サービスの利用可能日（本サービスの利用日を起算日として1年間を経過した日を次回の本サービスの利用可能日とします。）まで当該契約者等に対して、本サービスを提供しないものとします。

対象端末の種別	補償上限回数※
Speed Wi-Fi 5G X11 Galaxy 5G Mobile Wi-Fi Speed Wi-Fi HOME 5G L12 Speed Wi-Fi HOME 5G L11 Speed Wi-Fi 5G X12 Speed Wi-Fi HOME 5G L13	累計1回/年

※1年間の起算日は本サービスの利用日とし、利用できる範囲は、登録された1つの機器に

つき1回までに限るものとします。

13. 除外事項

次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者等は、利用契約に基づく本サービスの提供が受けられないものとします。

- ① 契約者等の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、法令違反に起因する場合。
- ② 契約者等と同居する者、契約者等の親族の故意、重大な過失、対象端末の説明書等に従わないこと、又は法令違反に起因する場合。
- ③ 対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。
- ④ 盗難・紛失による損害。(盗難・紛失に基づく不正利用等がされた場合の損害を含みます。)
- ⑤ 火災又は、地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する場合。
- ⑥ 登録が確認できない場合又は登録された情報と契約者等からの送付端末の情報が相違する場合。
- ⑦ 他の補償・保険制度等により損害の回復等が可能な場合。(第三者の提供する延長保証・損害保険制度を含みます。)
- ⑧ 当社が指定した提出必要書類の提出がない場合。
- ⑨ 契約者等の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。
- ⑩ 契約者等が本サービスの適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑪ 日本国外で生じた故障等の場合。
- ⑫ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する場合。(群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。)
- ⑬ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された場合。(放射性、爆発性その他の有害な特性の作用又はこれらの特性を受けた場合を含みます。)
- ⑭ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑮ 契約者等から虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑯ 本サービスの提供期間開始日以前に契約者等に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- ⑰ 本サービスに関する契約が終了した日の翌日以降に契約者等に生じた対象端末への故障等の損害の場合。
- ⑱ 本サービスの解約完了日以降に本サービスの提供の請求をした場合。
- ⑲ 本機器購入の時点での初期不良であった場合。(リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。)

- ⑳ 対象端末の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。
- ㉑ メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象端末の場合。
- ㉒ 付属品・バッテリー等の消耗品、又はソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合。(コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。)
- ㉓ 自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の事由に起因する故障等の場合。
- ㉔ 擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象端末の通信機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。
- ㉕ 本規約に反した場合。
- ㉖ 契約者等が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。